

市町村の相談窓口・補助制度（令和8年9月時点）

※補助制度の詳細については各市町村の担当窓口にお問合せください。

市町村	担 当 窓 口					除 却 補 助			活 用 補 助			その他			
	担 当 課	危 険 空 家	除 却	活 用	空 き 家 バン ク	対 象 ※バンク →空き地バンク 登録が条件 ※減免 →除却後の土地の固 定資産税等を減免	補 助 率	限 度 額 (万円)	対 象 ※バンク →空き家バンク 登録物件が対象 ※移住 →市町村外からの 移住者が対象	補 助 率	限 度 額 (万円)	家 財 処 分 補 助	そ の 他 補 助		
岡 山 市	建築指導課 空家対策推進室 086-803-1410	○	○	○	○	除却	1/3	60	改修 子育て世帯は加算	1/3	60	○	○		
									購入 子育て世帯は加算		70				
									購入 子育て世帯は加算	1/3	60				
											70				
倉 敷 市	建築指導課 086-426-3501	○	○	○		除却	1/2	50	改修 【一部区域に限る】	1/2	50				
									改修/子育て世帯 【一部区域に限る】	1/2	100				
									改修/子育て世帯/※バンク 【一部区域に限る】	1/2	110				
	住宅課 086-426-3531			○	○										
	津 山 市	環境生活課 空家対策係 0868-32-2037	○	○			除却	1/3	50						
仕事・移住支援室 0868-24-3787				○	○				購入/※バンク/※移住(県外) 子育て世帯は加算	1/10	30±	○			
									改修/※バンク/※移住(県外)	2/3	60				
玉 野 市	都市計画課 都市整備・空家対策係 0863-32-5538	○	○	○	○	除却	1/3	50	改修/※バンク	1/2	50	○			
									改修/※バンク/※移住	2/3	100				
笠 岡 市	都市計画課 0865-69-2377	○	○	○	○	除却 島しょ部は加算	1/2	50 70	改修/※バンク	1/3	30	○			
						改修/※バンク 一部区域は加算		1/2						15 25	
						除却/笠岡駅前	3/4	200							
井 原 市	井原市空き家相談センター 0866-62-8551	○	○	○	○										
	都市施設課 0866-62-9527					除却	1/2	50	改修/※バンク/子育て世帯	1/2	100				
	企画振興課 0866-62-9521								改修/※バンク/※移住	1/2	100	○			
									購入/※バンク/※移住 子育て世帯・若者世帯は加算	1/5	100±				
									賃貸/※バンク/※移住	1/2	24				
総 社 市	建築住宅課 0866-92-8289	○	○												
	人口増推進課 0866-92-8308			○	○	※減免 (3年間)	除却前と 同額まで		改修	1/2	30	○			
								創業(店舗等)	1/2	30					
高 梁 市	環境課 0866-21-0259	○	○			除却	1/3	50							
	協働定住課 0866-21-0282		○	○	○	除却/跡地を売却 一部区域は加算	1/3	70	購入/※バンク 子育て世帯は加算	1/10	50±	○			
								100	改修/※バンク 子育て世帯は加算	1/3	70±				
	〈空家等管理活用支援法人〉 空き家コンシェルジュ 高梁事務所 0866-56-0080														

市町村	担 当 窓 口					除 却 補 助			活 用 補 助			その他		
	担 当 課	危 険 空 家	除 却	活 用	空 き 家 バン ク ※バンク →空き地バンク 登録が条件 ※減免 →除却後の土地の固 定資産税等を減免	補 助 率	限 度 額 (万円)	対 象 ※バンク →空き家バンク 登録物件が対象 ※移住 →市町村外からの 移住者が対象	補 助 率	限 度 額 (万円)	家 財 処 分 補 助	そ の 他 補 助		
新 見 市	都市整備課 0867-72-6118	○	○			除却	1/3	50						
	移住・定住促進課 0867-72-6114				○ ○				購入/※移住	3/10	100	○		
		改修/※移住 子育て世帯は加算	1/3	150±										
備 前 市	都市計画課 0869-64-1851	○	○			除却	1/3	50						
	企画課 0869-64-1843				○ ○				改修/賃貸住宅	1/2	50	○		
瀬 戸 内 市	危機管理課 0869-22-3904	○	○			除却	1/3	50						
	地域振興推進課 0869-22-1031				○ ○				改修/※バンク/※移住(県外)	1/3	50	○		
赤 磐 市	建設課 086-955-1485	○	○			除却	1/3	50						
	政策推進課 086-955-1220				○ ○				改修/※移住(県外)	2/3	60	○		
		改修/※移住(県内)	1/3	15										
真 庭 市	まちづくり推進課 0867-42-7781	○	○	○	○	除却	1/3	50	購入 子育て世帯は加算	1/3	30±	○	○	
									40歳未満：+20 ※移住：+30					
									改修 子育て世帯は加算	1/3	30±			
									40歳未満：+20 ※移住：+30 10年以上：+20					
美 作 市	都市住宅課 0868-72-6697	○	○			除却	1/2	50	40歳未満：+10 市内事業者施工：+10			○		
	総合政策課 0868-72-6696				○ ○					改修 子育て世帯は加算 改修/※バンク/賃貸住宅 子育て世帯は加算 購入 子育て世帯は加算	1/2			50±
浅 口 市	まちづくり課 0865-44-9044	○	○	○	○	除却	1/2	50	改修	1/2	30	○		
									改修/※移住	1/2	60			
									40歳未満：+20					
和 気 町	都市建設課 0869-93-1127	○	○			除却	1/2	50						
	まち経営課 0869-92-4589				○ ○				改修/※移住(県外) 子育て世帯は加算 改修/※移住(県内) 子育て世帯は加算	2/3	120	○		
											240			
											60			
早 島 町	建設課 086-482-0614	○	○			除却	1/2	50						
	企画課 086-482-0612				○ ○				改修/※バンク	1/3	30	○		
									改修/※移住	2/3	60			
									改修/子育て世帯	2/3	60			

市町村	担 当 窓 口					除 却 補 助			活 用 補 助			その他				
	担 当 課	危 険 空 家	除 却	活 用	空 き 家 バン ク	対 象 ※バンク →空き地バンク 登録が条件 ※減免 →除却後の土地の固 定資産税等を減免	補 助 率	限 度 額 (万円)	対 象 ※バンク →空き家バンク 登録物件が対象 ※移住 →市町村外からの 移住者が対象	補 助 率	限 度 額 (万円)	家 財 処 分 補 助	そ の 他 補 助			
里 庄 町	まち整備課 0865-64-7216	○	○	○	○	除却	1/2	60	改修/※移住	1/2	120					
						※減免 (2年間)	除却前と 同額まで									
矢 掛 町	建設課 0866-82-1014	○	○			除却	1/2	50								
	企画課 0866-82-1057			○	○				改修/※バンク	1/2	100					
新 庄 村	産業建設課 0867-56-2628	○	○			除却 一部区域は加算	1/2	50 100				○				
	総務企画課 0867-56-2626			○	○				購入/※バンク	1/2	100					
鏡 野 町	くらし安全課 生活安全係 0868-54-2621	○	○			除却	1/2	50								
	まちづくり課 0868-54-2982			○	○				改修	1/2	50	○				
		改修/※移住	2/3	100												
									事業所開設	1/2	200					
勝 央 町	元気なまち推進室 0868-38-3111	○	○	○	○	除却 町内業者施工は加算	1/2	50	改修/※バンク/ 移住者向け賃貸住宅 子育て世帯は加算	1/3	70±	○				
								60	購入/※バンク/※移住 子育て世帯は加算	1/2	80±					
奈 義 町	総務課 0868-36-4111	○	○	○	○	除却/町内業者施工	1/2	150	購入	1/2	50	○				
						除却/町外業者施工		100	購入/※バンク 世帯人数で加算	1/2	100±					
								改修/賃貸住宅	1/2	100						
西 栗 倉 村	総務企画課 0868-79-2111	○	○	○	○	除却	1/2	150	改修/移住者向け賃貸住宅		工種 による					
久 米 南 町	建設水道課 086-728-4413	○	○			除却	2/5	50								
	産業振興課 086-728-2134					子育て世帯等 ：夫婦ともに39歳以下または 高校生以下の子どもを養育 している方 39歳以下の単身者 54歳以下の新規就農者			購入	2/5	20	○				
									改修	2/5	50					
									子育て世帯等は加算	2/5	100					
									改修/親族所有 【子育て世帯等が対象】	2/5	20					
引越等 【夫婦ともに39歳以下で 婚姻時期の制限あり】		60														
美 咲 町	地域みらい課 0868-66-1191	○	○	○	○	除却	1/2	150	購入/※バンク 子育て世帯等は加算	1/2	20 100	○				
									子育て世帯等 ：夫婦のいずれかが40歳未満、 または15歳以下の子どもを 扶養している世帯					改修/※バンク 子育て世帯等は加算	1/2	50 150
														引越/※バンク	1/2	10
吉備中央町	住民課 0866-54-1316	○	○			除却	1/3	50				○				
	定住促進課 0867-34-1116			○	○				購入/※バンク	1/10	30					
									改修	3/10	50					